

あげまつだより



令和6年4月25日発行
No.2-1 上松町



駒ヶ岳神社例大祭 臨時バス運行



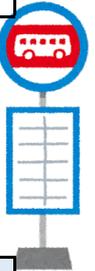
「駒ヶ岳神社・里宮」例祭に伴いバスの臨時便が運行されます。

5月3日（祝）駒ヶ岳神社・里宮の例祭にあわせバスの臨時便が運行されます。
コミュニティバスの乗車料金と同じで、片道 大人・中学生が200円、小学生100円です。
回数券や「すくすくフリーパス」も利用できます。
バスを利用してお祭りをお楽しみ下さい。

【午前の便】

	上松駅 発	下町	北栄町	健康 センター	近所	生活改善 センター	野口 コーポ前	神田橋	東小川 生活改善 センター	旧地崎 工業 着
1	8:30	8:32	8:33	8:34	8:36	8:37	8:38	8:40	8:41	8:42
2	9:30	9:32	9:33	9:34	9:36	9:37	9:38	9:40	9:41	9:42

*「東小川生活センター」「神田橋」のバス停留所より神社までの所要時間はともに
徒歩で約20分です。



【午後の便】

	旧地崎 工業 発	東小川 生活改善 センター	神田橋	野口 コーポ前	生活改善 センター	近所	健康 センター	北栄町	下町	上松駅 着
3	14:30	14:31	14:32	14:34	14:35	14:36	14:38	14:39	14:40	14:42
4	15:15	15:16	15:17	15:19	15:20	15:21	15:23	15:24	15:25	15:27

上松町補助制度一覧 令和6年度版

住民の皆様を対象とした上松町が交付する補助金や支援する制度等の一覧を更新いたしました。
制度を利用するためには申請が必要なものが含まれますので、ご確認の上、各担当窓口までお手続きをお願いいたします。

〈今回更新された制度〉

- （新規）上松町おかえり支援金
- （新規）上松町奨学金返済支援補助金
- （新規）保育料3歳児未満無償化
- （拡充）福祉医療費給付事業 等

制度の詳細については一覧をご覧ください。



町HP「上松町補助制度一覧」
← コチラからダウンロード
できます。

印刷版につきましては、役場2階の7番窓口か上松町公民館窓口までお求めください。

お問合せ先：企画財政課 企画政策係（TEL：0264-52-4901）



身体障がい者等の軽自動車税種別割の減免申請



令和6年度軽自動車税種別割の納税の時期となりますが、身体又は精神に障がいを有し歩行が困難な者が所有する軽自動車（身体障がい者で年令18歳未満の者又は精神障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車を含む）を自ら使用するか、障がい者のために専ら使用するもので下記の障がいに該当される方は、軽自動車税種別割を減免することができます。

申請をする場合には、必ず個人番号カード、または通知カードと運転免許証などの顔写真付き身分証明書をご持参いただき、5月24日（金）までに申請をして下さい。

記

1. 対象となる障がい者等

- (1) 身体障がい者 身体障がい者手帳の交付を受けている者のうち該当する者。
- (2) 精神障がい者 療育手帳の交付を受けている者又は精神保健法の公費負担医療を受けている者のうち該当する者。
- (3) 戦傷病者 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち該当する者。

2. 減免される台数

軽自動車1台に限る。ただし既に長野県に申請し、自動車税種別割や自動車取得税の減免を受けている方は申請することはできません。

申請の手続き及び詳細については、企画財政課税務係までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】企画財政課税務係 電話：52-4901 内線121



こころの相談 5月の相談日程

①精神保健福祉相談・思春期相談 ※事前に予約が必要になります。 (電話：25-2233)	5月16日(木) 15:30~17:00 場所：木曾保健福祉事務所 (木曾合同庁舎1階)	内容：精神科医師による個別相談 (オンライン)
②町の健康相談 ※保健衛生係(電話：52-2825)へ 事前に連絡をお願いします。	5月23日(木) 13:00~16:00 場所：上松町役場	内容：保健師・管理栄養士による 健康相談 (血圧測定・体組成計測定など)
③こころの健康相談 ※予約は必要ありませんので直接お越し ください。	5月27日(月) 10:00~12:00 場所：いきいき広場こまくさ	内容：精神保健福祉士による 個別相談
④妊婦さん・子育て中の方や家族 ・お子さん本人の相談 ※保健衛生係(電話：52-2825)へ 事前に連絡をお願いします。	5月16・23・30日 10:00~15:30 場所：子育て支援センター	内容：保健師・保育士による 個別相談 ※この日以外でも随時相談をお受け します

※ご不明な点などありましたら、住民福祉課保健衛生係(電話：52-2825 IP可)までお問い合わせください。

健康相談ダイヤル24、いつでも気軽に匿名でも24時間心の相談ができますので、ご利用ください。携帯電話からも利用できます。

ゼロイチニゼロ オモイ ハヤク

電話番号 0120-061-889



サンデー納税窓口の開設



平日に、お仕事などで忙しく納税できない方のために、サンデー納税窓口を開設します。
税金の他に水道料などの公共料金も納入できますので、お気軽にご利用ください。

開設日：5月12日(日) 5月19日(日) 5月26日(日)

開設時間：午前9時～午後3時まで 1階4番受付窓口

【問い合わせ先】上松町役場 電話：52-2001 ◎ 企画財政課 収納係 内線122



交通遺児育英会 奨学制度のお知らせ



(公財)交通遺児育英会は、保護者が交通事故で死亡・後遺障害となり経済的理由で修学困難な高校生以上の生徒・学生に奨学金を貸与して教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。

◆制度概要

1. 保護者が交通事故で死亡・後遺障害となった家庭のお子様を対象
2. 高校生以上の生徒・学生に貸与
3. 奨学金は無利息
4. 奨学金 月額2万円～10万円(一部給付あり)
5. 入学一時金 20万円～80万円(1年次1回限り・全額貸与)
6. 返還は最長20年
7. 入学前の予約申請制度あり
8. 「海外語学研修」「奨学生の集い」など高校生向け制度あり(当会が費用負担)
9. 「学生寮」「家賃補助」など大学生・専修生むけ制度あり

※申込み方法や応募書類等詳しくは当会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<https://www.kotsuiji.com>

◆問合せ先：公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3F

電話：03-3556-0773(直通) 0120-521286(フリーダイヤル)

(受付時間：9:00～17:30 土、日、祝祭日、当会の休業日を除く)



「緑の募金」ご協力をお願い



毎年、この時期にお願いしております「緑の募金」に対する町民の皆様のご理解とご協力に心から感謝申し上げます。

「緑の募金」は、私たちの生活に欠かせない森林などの緑を育て、未来に引き継ぐための運動です。皆様からいただいた募金は、森林づくり、みどりの少年団の育成、公共施設の緑化などに使わせていただいています。

募金は強制ではありませんが、1世帯当たり150円程度の募金をいただければ幸いです。

21世紀は環境の時代と言われ、地球温暖化防止対策など地球的規模での環境問題がクローズアップされている今、皆さん共有の財産とも言える森林などの緑の重要性もますます増してきています。緑に包まれた住みよい郷土づくりのため、「緑の募金」にご理解いただき、本年もご協力をお願い申し上げます。

なお、長野県において森林税が創設されておりますが、森林税は里山を中心とした森林づくりのための、間伐・除間伐による整備を目的として活用されており、緑の募金は社団法人「長野県緑の募金」にて緑化推進(植樹等)を目的としておりますのでご理解をお願いいたします。

※集約期間については各駐在員、組長さんへお願いしてありますのでよろしく申し上げます。

お問合わせ：上松町役場産業観光課農林係 電話：52-4804(産業観光課直通)

歌会始の詠進要領(令和7年)

令和6年歌会始のお題 「夢」と定められました。

※お題は「夢(ゆめ)」ですが、歌に詠む場合は「夢」の文字が詠み込まれていればよく「夢幻」「夢中」「夢路」のような熟語にしても、「夢見る」のように訓読しても差し支えありません。

●詠進歌の詠進要領●

- 1 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
- 2 書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日、性別及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください(書式図参照)。無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください。)。なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。
- 3 用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意(但、半紙サイズ24cm × 33cmの横長)とし、毛筆でなくても差し支えありません。
- 4 病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は下記によることができます。
 - (1) 代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
 - (2) 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
 - (3) 視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

●注意事項● 次の場合には、詠進歌は失格となります。

- 1 お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でないもの又用紙が縦長の場合
- 2 一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合
- 3 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合
- 4 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合
- 5 詠進歌の詠進要領4に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
- 6 住所、電話番号、氏名、生年月日、性別、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合

●詠進の期間●

お題発表の日から9月30日までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。

●郵便のあて先●

「〒100-8111 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

●お問い合わせ●

疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページ(<https://www.kunaicho.go.jp/>)を御参照ください。

<書式図> (横長)

職 業	性 別	生 年 月 日	氏 名 <small>ふりがな</small>	電 話 番 号	住 所 <small>(山折り)</small>	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	お 題 ○
--------	--------	------------------	-------------------------------	------------------	--------------------------------	---	-----------------

個人情報取扱いについて

利用目的 詠進歌の詠進要領2に記載いただいた個人情報は、歌会始のために必要な範囲で利用します。

利用及び提供の制限 法令に基づく開示要請があった場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。

あげまつだより



令和6年4月25日発行
No.2-2 上松町



令和6年度 ひのきの里のまつり開催情報



ひのきの里のまつり実行委員会では、令和6年度に開催する祭りを下記のとおり計画しています。

- ひのきの里の夏まつり 7月27日(土)
(お木曳、食のイベント、花火大会を予定)
※花火大会では、協賛金100万円を目標に集めたいと思います。ご協力よろしくお願ひします。
- ひのきの里の秋まつり 11月3日(日・祝)
(全国木馬引き大会、健康と福祉の集い、凱旋者木工展 他)
- 氷雪の灯まつり(アイスキャンドル、寢覚の床周辺ライトアップ 他) 2月9日(日)
- 諸行事
 - ・盆踊り大会 8月14日(水)
 - ・駅伝大会(主催:ひのきの里の駅伝実行委員会) 10月27日(日)
 - ・木曾谷和太鼓フェスティバル(寢覚の床) 11月9日(土)

お問合せ先:(一社)上松町観光協会(上松町観光情報センター内) 電話:52-1133

令和6年度「こどもまんなか児童福祉週間」

こどもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝であるこどもたちに対する国民全体の願ひであり、すべてのこどもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていきけるような環境・社会をつくっていくことが重要です。

このため、政府では、すべてのこどもと子育てを大切にすることを進めています。

また、こうした社会づくりを大人任せにするのではなく、どのような社会が理想なのか、こどもたちの一人一人がそれぞれの意志で新しい未来を築いて行こうとする取り組みを進めていくこと、そして、それを応援する環境を整備していくことも求められています。

こうした中、こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間で「こどもまんなか 児童福祉週間」(5月5日~5月11日)と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っております。

〈令和6年度児童福祉週間標語〉「すきなこと どんどんふやして おおきなあれ」
※令和6年度「こどもまんなか 児童福祉週間」の標語として、全国公募により選定された加藤 共泰さん(香川県 6歳)の作品

緊急当番医予定表 5月(受診の前に電話連絡をしてください)

5月	3日	大脇医院	(上松町)	52-2023)
	4日	奥原医院	(木祖村)	36-2264)
	5日	王滝村診療所	(王滝村)	48-2731)
	6日	原内科医院	(木曾町福島)	22-2678)
	12日	芦沢医院	(上松町)	52-2018)
	19日	古根医院	(大桑村)	55-1188)
	26日	田沢医院	(木曾町開田高原)	44-2008)

※上記は変更になる場合もあります。(木曾医師会提供)





県道通行規制のお知らせ



【県道上松御岳線 ループ橋、橋梁修繕工事に伴う通行規制について】

県道上松御岳線において、橋梁修繕工事を行うため下記期間中、片側交互通行及び全面通行止めとなります。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

規制箇所については下記の位置図をご参照下さい。

規制期間：令和6年5月13日（月）～令和6年8月9日（金）

※現場の状況により規制期間が前後する場合があります、現場看板の規制内容を確認下さい。

【問合せ先】：木曾建設事務所 維持管理課 維持係	電話：0264-25-2239
山一建設株式会社	電話：0264-52-4700
現場代理人 小林 王崇	電話：090-8803-9690
役場建設水道課 建設管理係	電話：0264-52-4803（直通）

【位置図】

